

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日、会社に出勤のため自宅駐車場（以下「本件駐車場」という。）に駐車している乗用車（以下「自家用車」という。）へ向かう際に転倒した（以下「本件災害」という。）。
- 2 請求人は、同日、Cクリニックに受診したところ「左中足骨骨折」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件災害は通勤災害によるものであるとして療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行ったことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件災害が通勤災害と認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害について、要旨、「自宅敷地内の本件駐車場に駐車している自家用車で通勤するため、自宅の玄関を出て階段を降り、自家用車に向かった。その後、車の前から車全体を見た後、運転席側（右前扉）から自家用車に乗り込む前に転倒した。転倒した場所は、隣地との境界にまたがる部分（境界線上）であった。」と述べている。

(2) 通勤災害における通勤とは、「住居と就業の場所との間の往復」であり（労災保険法第7条第2項）、住居とは「労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となる所」であるから、請求人の自宅は「住居」と認められる。

(3) 一般的に、住居と通勤経路との境界は、公道から労働者の所有する敷地に入る地点であり、一戸建ての住居にあつては、門、門扉又はこれに類する地点が境界になるものと解される。

療養給付たる療養の給付請求書裏面、写真等により判断すると、請求人の住居は、一戸建て家屋であり、玄関を出て階段を降りたところの敷地の一部を本件駐車場として通勤のために使用する自家用車を駐車しており、本件駐車場は公道に接していたと認められる。

このような状況を踏まえると、住居と通勤経路との境界は、本件駐車場から公道に出る地点であるということができることから、本件駐車場に駐車している自家用車に乗り込み、本件駐車場を出た時点から、就労の場所に向かう通勤が開始されたと判断するのが相当である。

(4) これを本件についてみると、請求人は、通勤用の自家用車に乗り込む前に隣地との境界線上で転倒したものであり、転倒した時点においては、いまだ通勤を開始していないものである。

(5) そうすると、決定書理由に説示のとおり、本件災害は、「住居と就業の場所との間」で発生したものではないことから、通勤災害であるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。